⑬　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑭～㉔　略］

［２～４　略］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［略］		［略］	
有形固定資産		その他負債	
［略］		［略］	
使用権資産			
［略］			
無形固定資産			
［略］			
使用権資産		リース負債	
［略］		［略］	
［略］		［略］	
		（純 資 産 の 部）	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑬　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑭～㉔　同左］

［２～４　同左］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［同左］		［同左］	
有形固定資産		その他負債	
［同左］		［同左］	
リース資産			
［同左］			
無形固定資産			
［同左］		リース債務	
リース資産		［同左］	
［同左］		［同左］	
		（純 資 産 の 部）	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	